



情報(第4号)



寸借詐欺で思うこと

1 寸借詐欺事件

平成13年頃の徳山裁判所の判決。検事の冒頭陳述によると、昭和6年生まれで戦災孤児として不幸な青年期を過ごし、闇屋育ちという。刑務所を出所後、周南市椿峠付近の廃車で寝泊まりをしていた。富海まで行き、ある民家で「あの一すみません、あそこの者ですが、ちょっと自転車を貸してもらえませんか」と言ってママチャリを乗り逃げ。70歳の高齢ながら、体力はあり、野宿を重ね、広島県熊野町まで行く(いったいいくつの峠があるのか、すごい)。そこで、商店に行くと、「その煙草をください」「あれっ、しまったあ!金を忘れた。婆さんにもらってくるので、ちょっと1万円ほど貸してもらえませんか」と、ドロロンする。それを周辺で何回もするからすぐに御用!!となった。本人は犯行を認めているからたちまち懲役刑の判決が出る。

悲しくて、少々憎めないのはここから。

検事(判決後に)「実は、30件以上やったとの供述だが、裏がとれず立件できたのは23件なんです」

裁判官「はあっ、そんなに」と絶句

弁護人「あんた、出たらまた同じことになるだろう」

被告人「はっ、反省しております」

自転車で長距離を乗り回すだけあって、背筋は伸び、直立不動の姿勢でペコリ。

裁判官「そう言って同じことを繰り返している」

検事「玖珂町に妹がいる。そこを頼ってはどうか」

被告人「はっ、今更迷惑をかけることはできません。今度こそ心を入れ替えて真面目にやります。大丈夫です。申し訳ありません」

大丈夫なものかとばかりに、更に三人が寄ってたかって、裁判というより説教部屋の有様です。

警察と検察の捜査、法廷では、三人の知識人が大真面目に時間を費やし、更に刑務所行き。この一人にいくら税金を注ぎ込むことになるのかと考えると、馬鹿馬鹿しさを通り越して啞然とするしかありません。

2 傍聴した感想

生活保護の対象になり得るでしょうが、その発想はなく、前科者で親戚に迷惑をかけられないと、一面ではまっとうな感覚あり。体力はあって、今まで変なことに体力を使ってきた。若いときに、いい事業主、いい仕事に巡りあって、厚生年金保

険に加入していたら年金を糧にまっとうな生活ができていたように思えました。根は真面目な方だったのではないかと。今となっては、年金もないのに反省します、大丈夫ですと言われても精神論では生きられない。

3 老齢年金の受給権

わが国の年金制度は、皆年金ですからどの年代でも、誰でも、未納・未加入が多くない限り必ず年金受給権が生じるよう設計され、とても精緻にできています（その分複雑化している部分があります）。

そして、年金制度は、保険制度です。もしも障害者になったら、もしも遺族が残されたら、もしも高齢者となったならば年金で保障しましょう。したがって、予め保険料を納付してくださいとの考えで構築されていますから、原則として、もしもが生じて保険料を納付することを認めていないわけです。換言すると、「若いときこそ」が大事です。

4 年金の本質は加入と納付

とにかく年金額が話題になります。加入して、納付して、その結果が年金額となるのですから、まずは加入することが大前提です。

厚生年金保険制度は強制加入です。一部例外を除き雇用する者がいる限り加入すべきことになり、年金事務所へ届出することが必要です。強制加入とは、人を守るためなのです。同様に労働保険も強制加入であり、労災事故、失業から人を守るためのものです。

届出を怠ると、厚生年金保険法等上違法となり、罰則の適用もあり得ます。のみならず、被保険者資格の取得についての届出義務が課せられているのに届出を怠ることによって厚生年金保険に加入する権利を侵害したとして損害賠償を命じられた判決があります（京都地判平 11. 9. 30 判時 1715-51）。

当法人では、これら届出の相談・手続きを承っております。

5 受給資格期間短縮

老齢年金の受給資格は、平成 29 年 7 月 31 日までは保険料納付済期間・保険料免除期間・合算対象期間の合計が 25 年以上とされていたところ、8 月 1 日より「10 年」以上に改正されています。

ご意見・ご質問があればお寄せください。勿論、訪問によってもお受けします。なお、本情報が不要であるときは、お手数ですが、電話・FAX・メールによりお知らせください。

年金相談では、相談者の情報をご持参ください。

745-0031 周南市銀南街 21 銀南ビル 2 階
銀座社会保険労務士法人 代表社員 吉国 智彦
TEL 0834-34-0567 FAX 0834-34-0565
E-mail:ginzasyakaihoken@iaa.itkeeper.ne.jp